

Submission and Opening of the Bids

(応札書類の受領と開札会の流れ：参考)

標準入札図書（Forms of Bidding Documents under JICA's Grants, March 2016）の Instructions to Bidders（ITB）の規定に基づき、一般的な応札書類の受領と開札式の一般的な流れを以下のとおり整理しましたので、参考にしてください。

なお、開札会については 2 envelope 方式を想定した流れを示しています。

【応札書類の受領】

1. ITB 17(3)の規定に基づき、Invitation for Bid 5.に規定する期限までに、同じく規定される場所において応札書類を提出しなければならない。
2. ITB 17(4)の規定に基づき、応札書類は郵送等ではなく、手交しなければならない。
3. ITB 17(5)の規定に基づき、提出期限以降に提出された応札書類は失格となる。

【技術札開札会】

1. 技術札の開札会は、Invitation for Bid 6.に規定する場所及び日時において開催される。
2. 応札者に他の応札者の有無を推察させないために、応札書類の提出期限・場所と技術札開札会の日時・場所は、別の場所とするか、時間を2時間以上ずらすことが望ましい。
3. ITB 19(2)の規定に基づき、技術札開札会へは委任状を持った応札者の代表者の出席が求められている。ただし、委任状を持った代表者の参加がなかった場合でも、必ずしも応札書類を失格とする必要はない。
4. ITB 20(1)~(3)の規定に基づき、技術札開札会の流れは以下のとおり。
 - ✓ 開札会参加者が出席者リストに各自サインを行う (ITB 20(1))。また、委任状を確認する。
 - ✓ コンサルタントより開札手続きを簡単に紹介する。
 - ✓ 技術札の封筒を開封する。価格札の封筒は開封しない (ITB 20(2))。
 - ✓ 技術札として要求されている書類の有無を確認する (ITB 20(3))。
 - ✓ ただし、書類の内容 (appropriateness) については、開札会では確認しない (ITB 20(3))。
 - ✓ 開札式を閉会する。

【価格札開札会】

1. ITB 20(4)の規定に基づき、技術評価に合格した応札者に対して価格札開札会の日時・場所が通知される。
2. ITB 20(6)の規定に基づき、技術評価に合格した応札者は、価格札開札会に出席

することができる。

3. ITB 20(6)~(10)の規定に基づき、価格札開札会の流れは以下のとおり。
 - ✓ 価格札会参加者が出席者リストに各自サインを行う (ITB 20(6))。
 - ✓ 施主（コンサルタント）が未開封のまま保管していた価格札の封筒が開封され、応札価格が読み上げられる (ITB 20(7))。
 - ✓ なお、全ての応札額が Ceiling Price を超過した場合、応札者に対して、より安価な Form of Bid（施主（コンサルタント）が用紙を用意）の再提出を求める (ITB 20(8))。再提出の準備（本社との連絡等）として、最低 15 分程度は時間を確保する。
 - ✓ 再提出を求めるか否かの判断基準となる Ceiling Price は事前に確定させていなければならない。各応札者の応札金額が出そろった後で、随意に Ceiling Price を設定したと疑われないよう、確定した Ceiling Price は封印して価格札開札会場に持ち込んでおき、第一回目の応札価格を発表した後に、これを開封し、比較する。
 - ✓ Form of Bid の再提出に応じる意志を持つ応札者は、再提出に係る委任状を用意しなければならない (ITB 20(8))。再提出に応じない場合、または委任状を有していない場合等では、1 回目に提出済の Form of Bid が有効なものとして扱われる（失格とはならない）。
 - ✓ Ceiling Price 以下で同額の最低応札額が複数ある場合は、優先交渉権者を指名する際の順番をクジで決定する (ITB 20(10))。
 - ✓ 上記の結果を記録する。
4. 開札会を閉会するにあたり、必要に応じ、閉会後の手続きを以下のとおり説明する。
 - ✓ Ceiling Price 以下で最低価格を提示した応札者が優先交渉権者として指名される。価格評価の結果、優先交渉権者が失格となった場合、Ceiling Price 以下で次に低い価格を提示した応札者と契約交渉を実施する (ITB 20(7)及び 20(9))。
 - ✓ Ceiling Price 以下で同額の最低応札額が複数ある場合は、クジで決定した順番で優先交渉権者を指名する (ITB 20(10))。
 - ✓ Form of Bid の再提出を求めてもなお全ての応札額が Ceiling Price を超過している場合、最低応札額を提示した応札業者に対し、価格交渉を申し入れる場合がある (ITB 20(11))。
 - ✓ 当該価格交渉が決裂した場合、順次、次に低い価格を提示した応札業者との価格交渉を求める場合がある (ITB 20(12))。

注 1) 開札会は、単に封筒を開札し、要求されている書類の有無や応札金額を確認するためのもので、応札書類等を審査、評価する場ではありません。このため、「優先交渉権者の指名」は、開札会閉会后となります。もちろん、施主の判断により、閉会直後に価格札の詳細を確認の上、優先交渉権者を指名し、開札会に出席していた応札業者の代表者と交渉を開始することは可能です。

注 2) 同じ趣旨で、開札会の場で、応札者の失格を宣言することも不適切です。例えば、応札書類として求めている書類が欠損していた場合については、欠損していた事実を記録し（参加者に記録の写しを配付し）、開札会を終え、閉

会后、施主を含めて内容を検討し、「入札評価結果」を確定させ、JICA の確認・同意の後、応札者に通知しなければなりません。

以上